

高齢者運転免許証返納支援事業手続きの流れ

①警察署等で免許返納



1. 亀岡警察署、京都駅前運転免許更新センター又は運転免許試験場のいずれかにおいて全ての運転免許証の自主返納申請をして下さい。

【持ち物】

運転免許証

2. 「申請による運転免許の取消通知書」を受け取って下さい。



②市役所で申請及び特典の受け取り（自治防災課）

1. 亀岡市役所 6階 自治防災課で「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の申請をして下さい。

【持ち物】

「申請による運転免許の取消通知書」及び官公署が発行した本人確認書類（注）

（注）（運転免許証の写し、写真付きのマイナンバーカード、パスポートなど）をご持参ください

2. 「敬老乗車券」又は「京都タクシー(株)利用カード」のいずれかをお選びいただき、お受け取り下さい。